

お詫びと訂正について

当局ホームページ新着情報「令和7年度『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』の実施について」に掲載しました

・令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施 要綱

の一部に誤りがあることが判明しました。

つきましては、添付のとおり正誤箇所をお知らせします。

既にダウンロードされた皆様におかれましては、修正の上、御利用
いただきますようお願いいたします。

なお、修正後の実施要項と正誤箇所は、当局ホームページ新着情報
令和7年5月1日「職場における熱中症対策の強化について」に掲載
しましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

御面倒と御迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。

宮城労働局労働基準部健康安全課

(誤)

- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認する。
- (オ) 作業場所の暑さ指数(WBGT)の把握と結果の評価を行う。
評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる。
- (カ) 熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。
- (キ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認する。
- (ク) 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起する。
- (3) 重点取組期間中に実施すべき事項
 - ア 作業環境管理
 - (2)のウの(ア)の暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。
 - イ 作業管理
 - (ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数(WBGT)の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数(WBGT)に応じた作業の中断等を徹底する。
 - (イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。
 - ウ 健康管理
 - 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。
 - エ 労働衛生教育
 - 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。
 - オ 異常時の措置
 - (2)の~~ヌ~~の措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、#7119等を活用することも有効である。

ク → 誤

キ → 正

(正)

グラムに沿って暑熱順化を行う必要がある。

(エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認する。

(オ) 作業場所の暑さ指数(WBGT)の把握と結果の評価を行う。

評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずる。

(カ) 熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。

(キ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認する。

(ク) 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起する。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2)のウの(ア)の暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応じて追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数(WBGT)の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数(WBGT)に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

(2)のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、#7119等を活用することも有効である。